

住宅貸付・災害貸付を利用している方へ

年末残高等証明書を交付します

平成19年1月以降に住宅貸付等(災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。)を利用している方で、所定の要件に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付します。

●平成19年1月から平成20年12月まで、平成23年1月から令和元年12月までに貸付を受けた方

年末調整用として令和2年10月中旬に送付しております。

※令和2年12月末日現在の残高を証明するため、11月および12月の一部繰上償還は原則としてできません。

●令和2年1月から令和2年12月までに貸付を受けた方

確定申告用として令和3年1月下旬に送付します。

- 留意事項
- 今まで控除対象となっていた貸付でも、一部繰上償還をしたことにより償還期間が10年未満となった場合は、減税対象とならないため証明書は交付しません。
 - 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】でご確認ください。
 - 平成21・22年中に居住の用に供した場合は控除期間が令和元年以前に終了しています。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

税務署からのお知らせ 「税を考える週間」

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しているほか、ツイッターによる情報発信も行っています。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

また、所得税の確定申告にはスマホ申告が便利です。次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

確定申告

検索



スマートフォンは
こちらから

医療福祉費支給制度(マル福)に該当していませんか？

医療費の自己負担額が一定額を超えたとき附加給付等を支給していますが、自治体(都道府県や各市町村)においても、自己負担額を助成する医療福祉費支給制度(通称「マル福」といいます。)があります。組合員または被扶養者の方がマル福に該当している場合、当組合の附加給付等は支給の対象となりません。適正な給付を図るため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして共済組合員申告書等にて届出をお願いします。

なお、小児マル福は届出がなければ茨城県または居住地(市町村)の条例で定められた年齢まで該当扱いとなります。

所得制限により非該当になったとき、または非該当から該当になったときには届出が必要です。

届出がなく、重複給付が判明したときは、附加給付等を返還していただくことになります。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413